

第47回 佐用町議会(定例)会議録 (第4日)

平成23年12月15日(木曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄		
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (1名)	10番	山 本 幹 雄		
遅刻議員 (1名)	18番	矢 内 作 夫		
		11時15分から入場		
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵道典章	副町長	高見俊男
	教育長	勝山剛	総務課長	坪内頼男
	企画防災課長	平井隆樹	税務課長	橋本公六
	住民課長	谷口行雄	健康福祉課長	野村正明
	農林振興課長	茅原武	商工観光課長	前澤敏美
	建設課長	上野耕作	上下水道課長	小林裕和
	生涯学習課長	保井正文	天文台公園長	黒田武彦
	上月支所長	岩本弘美		
	三日月支所長	廣瀬秋好	会計課長	長尾富夫
	消防長	敏蔭将弘	教育課長	坂本博美
欠席者 (1名)	南光支所長	上谷和之		
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 108 号 平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について
- 日程第 2 . 議案第 109 号 平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 3 . 議案第 110 号 平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 4 . 議案第 111 号 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 5 . 議案第 112 号 平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 6 . 議案第 113 号 平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 7 . 議案第 114 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 8 . 議案第 115 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 9 . 議案第 116 号 平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 10 . 議案第 117 号 平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 11 . 議案第 118 号 平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 12 . 議案第 119 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出について
-

午前 0 9 時 3 0 分 開議

副議長（新田俊一君） おはようございます。

早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労さんでございます。

本日、矢内議長から遅刻届が提出されております。よって、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、議長が戻られるまで副議長の私が議事を進めます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、山本幹雄議員から、葬儀のため、また、上谷南光支所長から、子ども歌舞伎公演準備等のため、欠席届が提出され、受理しておりますので報告をしておきます。

それでは直ちに日程に入りますが、日程第 1 から日程第 12 につきましては、12 月 6 日の本会議で、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第 1 . 議案第 108 号 平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について

副議長（新田俊一君） まず日程第 1、議案第 108 号、平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔笹田君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） はい、笹田です。

まずお尋ねしますが、ページ6ページですが、民生費の県補助金の中で、グループホーム等新規開設サポート事業。これ、出でも出てくるわけですが、詳しく説明をお願いします。

それと、その次に、25目ですが、農林水産業費県補助金の中で、10節の中山間地域総合整備事業補助金。これが、市民農園の関係で中止になったということですが、当初予算が537万ですが、マイナス207万。中止の理由、これをお願いします。

次に、7ページの中の委託金ですが、10節で、説明で、生活のしづらさなどに関する調査委託金。これも後で、出にも出てきますが、これの説明を、この間一般質問で少し、中上月の方ということと言われたんですが、これをもう少し詳しくお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） まずですね、ページ6ページの障害者福祉費補助金685万4,000円の件でございます。これにつきましては、今までも何件かあったと思うんですけども、自立支援法に基づきますグループホーム等ですね、新しく、バリアフリーですね、を、利用される方の、住みやすい、利用しやすいというふうな改修につきましては、国県の補助金をいただいて、全額ですね、補助金でやれるという部分でございます。この件については、今、長尾に、現にありますグループホームコスモスですね、その部分の改修。これについては、風呂等の水漏れとか、車椅子のままお風呂に入るような設備改修をする。あるいは段差解消。こういったもんが、まず、1点あります。これが、約ですね、200万ほどです。

それと、もう1点ですけども、今、計画に挙がっているんですけども、佐用町内で、同じコスモスなんですけども、新設される予定がございまして、23年度中に。その分についての消防設備一式、あるいはエレベータ施設、それから風呂、洗面所ですね、廊下の、先ほど言いましたように、利用者がこう、危なくないようにね、バリアフリー化をするという部分が、これは約500万ということで、合わせて685万4,000円でございます。これについては、一般財源は、全く伴いません。県費からですね、まあ、いわゆるその、トンネルいうんですかね、それを実績に応じて、精査をさせていただいて、コスモスさんにお渡しするという部分でございます。

それと、もう1点あるんですけど、いいですか。

副議長（新田俊一君） はい、どうぞ。

健康福祉課長（野村正明君） それから、ページ7ページの民生費委託金でございますけれども、8万4,000円ということでございます。これについては、歳出の方で、ページ15ページの社会福祉総務費の中で、位置付けをいたしておりますけども、これは厚生労働省の方からですね、依頼がございまして、全国的に、この取り組みをしておるということで

ざいます。兵庫県下では 32 市町、84 箇所、この調査に協力をさせていただいております。私とこは、これはもう、無作為の中で選ばれたんですけども、旧上月地区の中上月地区の南地区ですけども、ここの 60 世帯 204 人に対してですね、調査をいたしております。正式な名称は、平成 23 年度生活のしづらさなどに関する調査ということで、いわゆる基本的には、在宅の障害者あるいは障児ですね、子どもさんとか、大人の方も含めてですけども、プラス、そういった手帳関係はなかったとしてもですね、まあ、長期の病気とか、いろいろ耳が遠いとか、目が見えないとか、それから外出しにくいとかね、いろんな中、毎日の生活の中でお困りはありませんかというふうな調査をする中で、今後のですね、福祉施策に活かしていくというふうな調査でございます。

以上でございます。

副議長（新田俊一君） 他に質疑はありませんか。

〔井上君「まだもう一つあるんと違うん」と呼ぶ〕

副議長（新田俊一君） まだ、あったたん。すいません。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） 農林振興課長。

農林振興課長(茅原 武君) それでは、中山間地域の総合整備事業の補助金でございますが、これは、出の方でも出てくるわけでございます。出の方で、先、見ていただいたら分かりやすいかなと思うんですが、ペーシ 22 ペーシの方の出で、中山間地域総合整備事業の委託料という形で 300 万の減額をしております。これは、先ほどおっしゃいました市民農園。中ノ原の方の市民農園をするというお話であったんですが、これが地元との話の中でできなくなったということでの減額でございます。この 300 万に伴う国庫補助、県の支出金等の総額が 207 万円ということでの減額をしておるということでございます。

副議長（新田俊一君） よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、笹田議員。

8 番(笹田鈴香君) 先ほどの、説明を受けたんですが、この障害者の福祉助成金ですね、長尾の分は、今できている分と思うんですけども、これから予定の所ですが、この建物、今、エレベータとか言われたんですが、どういう、もう既存の建物を使われて、改造とかされて使われるのか、そのへん、多分、町中かと思うんですけど、そのあたりもう少し、建物の中身ですね、そういった物が、現在の物をどのようにされる予定か分かっていたら教えて欲しいと思います。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） これについてはですね、今、まだヒアリング途中の問題でございまして、計画がですね、そのまま実行されるかどうかというのね、まだまだ、その、いい意味ですよ、流動的な部分がありますので、全部はお答えできないんですけども、まあ、佐用町内、どういったらいいか、駅に近い箇所だと聞いております。それと、現存の施設がございまして。それを、どこまでね、利用するかというのは、まだ、流動的なものがございますので、これは事業者の方と県とのですね、詳細な、これから協議の中で決定していくんではないかなと思います。

要は、この事業については、先ほど言いましたように、利用者の方がね、利用しやすいような施設に向けての、いわゆる一言で言うならば、バリアフリー化すると。その分についての補助対象でございますので、全体のもので、施設計画については、まだ十分承知はしてございません。そういうことで、よろしく願いいたします。

〔笹田君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） それと、もう1点なんですけど、生活のしづらさなどに関する調査委託料の関係なんですけれども、これはまあ、全国の障害者、在宅の障害児、障害者の関係だと思っておりますけれども、これ、現在もうやっているということなんですけど、全国的に見ると、もう11月ぐらいからということで、アンケートというか、お知らせをして、で、それから、12月からかかるということなんですけど、今、この補正になぜ挙げられるのか、もう現実にやっているのに、ちょっと挙げる時期が違うんじゃないかと思っておりますが、そのあたりはどうでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） これにつきましては、お詫びを申し上げたいと思います。

一番最初ですね、県下の説明会が9月27日にございまして、その時点ではもう、9月補正に間に合いませんでした。その後ですね、いろいろな説明会に行かせていただいて、担当地区がですね、その後決まったことを受けて、10月以降ですね、調査委員さんを任命したり、あるいは地元対策等にかかっておりまして、その途中ですね、確かに議員おっしゃるように、12月議会にかけると、例えば、全議員協議会とか、そういった中で、ご説明をするべきだったんですけども、全く私の責任で申し訳なく思っております。

実は、調査はですね、基準日が全国的に12月1日ということになっておりますので、9月には間に合いません。当然まあ、12月しかなかったわけですけども、その上程する前の段階で、私がですね、説明するということについては、抜かっておりました。申し訳ございませんでした。

副議長（新田俊一君） 他に質疑がありますか。

〔井上君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 5ページの一番上の方で、地方特例交付金のところでですね、子ども手当及び児童手当特例交付金で、ちょっとお聞きしたいんですけども、これは、10月からですね、10月まで一律1万3,000円ですか、の配布だったんですけども、10月から3歳未満が1万5,000円ですかね、3歳から12歳が第1、第2子が1万で、第3子が1万5,000円。中学が1万円というふうになってですね、10、11、12、1が2月に支払いという格好になっておるんです。この出が、これ、それぞれあの、なんで、ここで質問させていただきよんですけど、金額的には、その1万、一律の1万3,000円とですね、このように10月から変わったとの差は、どのくらいに上がるわけ、なるわけですか。

〔総務課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） この歳入の方で、子ども手当の特例交付金に計上させていただいているのは、今、議員が言われましたように、その制度改革に基づく再算定ということで、その差額の交付を、今回挙げさせていただいております。

で、これにつきましては、公務員に対する増ということで、ここの歳入、地方特例交付金につきましては、公務員に対する、その差額の再算定による増額ということでの内容です。

で、その制度に基づく、差額というんですか、それについては、ちょっと私。健康福祉課長の方からご説明をさせていただいたと思います。

副議長（新田俊一君） よろしいですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 制度の概要につきましては、今、井上議員がおっしゃったとおりで間違いのないと思っております。10月以降ですね、3歳未満1万5,000円。それから、3歳以上については、1万円。中学生1万円。ただし、3子目については、1万5,000円ということで、その制度は初めてですね、今度、2月支給になるということで、その準備に、今、追われているところでございます。

〔井上君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） では、金額的には分からへんわけですね。人数は、全く一緒ですから、所得制限は、この10、11、12、1の分は、所得制限がないわけですよ。ですから、人数は全く一緒ですから、金額的には、どのくらい違うんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） すいません。ちょっと、金額的には、ちょっと資料ないんですけども、所得制限ありませんし、それは一緒です。とりあえず3月まではね。はい。4月以降はまだ流動的です。

何か、昨日のテレビ見てましたら、何か名称も、ちょっと変な名称が付くんじゃないかなというふうなニュース流れておりましたけども。はい。

副議長（新田俊一君） よろしいですか。

7番（井上洋文君） はい。

副議長（新田俊一君） 他に質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、それとの関連で、この子ども手当の関係、これはもう、総務課長だろうと思いますけれども、いわゆる地方特例交付金のまあ、11月2日ですか、確定額の公示があったということで補正組まれておるんですけども、特例交付金の昨年決算との比較ね、例えば、昨年決算だと、子ども手当の関係で、3,200万円から特例交付金来ている訳ですね。で、今回は、今回、公務員の関係で約600万円ほど増額になってますけども、4号補正の時には、約1,000万円。900万円減額されたと。で、差し引き、当初は2,100万ですから1,800万円ほどの、いわゆる地方措置ということで、まあ、約6割。昨年のね、いうふうな交付金になっておるんですね。で、これは当然、地方負担分を補填するということでの交付金ですから、交付額は、そんなにね、地方負担分が下がったのか。

例えば、単純計算言えば、1万3,000円が1万円になったとしてもね、これは2割ちょっとの減額なんです。まあその、確かに、年によっても違うけども、年齢によって、で、それからよったら、20何パーセントの減額ということになるんだけど、これだと4割近い交付金の減額になる。何が、こんなに、その、交付額が下がったのか。支給額自体は、そういったことで変わらないし、人数的にも、確かに、去年の中学3年生と、今年の3年生の変化はありますけども、無茶苦茶減ったということでもないし、このあたりはどのように見ておられますか。

〔総務課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） その内容については、ちょっと、明確な答えは、ちょっと持ってませんので、少し調べさせていただきたいと思います。はい。

副議長（新田俊一君） よろいしか。

〔鍋島君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、それは。続いて6ページ。6ページの土木費国庫補助金の関係です。まあ、昨年から社会資本整備総合交付金というのが、制度で、来ておるわけですが、今回、当初、5,700万円見込んでいたわけですが、まあ、今回、1,500万円の減額ということで、まあ、4,200万円ほどのことになるわけですが、この1,500万円からの減額は、なぜ、こんな大きな減額になっているのか。

つまり、これは、策定計画をね、国に挙げていて、それが認められなかったというようなことなのか、そのあたりの内容について、お願いいたします。

〔建設課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） この事業につきましては、円応寺橋の架け替え事業ということで、交付金事業いただいておりますけれども、当初の、河川改修で、今、県の方にお願ひしてやっていただく県委託料の方に、まあ、回しておるわけなんですけれども、基本的には、事業費がですね、当初見込んでおった額より入札等で少なくなったということで、1,500万の減額ということでございます。

副議長（新田俊一君） よろしいですか。

16番（鍋島裕文君） はい。

副議長（新田俊一君） 他に、質疑ありませんか。

〔敏森君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、敏森議員。

4番（敏森正勝君） 来年度の予算編成時期でもありますので、ちょっと、こころへんでお聞きしたいなと思っておりますが、32ページの教育費、教育事務費の報酬の部分でございます。

昨年、決算では、委員長が1万5,500円、委員さんが3万7,500円ということでなっております。が、本年、当初につきましては、委員長が3万1,000円、委員さんが、3人で7万5,000円ということで、倍額になっております。それにプラスして、今回、こういうように報酬が上がって来ておる。結局は、去年の決算から言いますと、6倍になっておるという状況になっておりますが、この状況から言いますと、まあ、1回寄ってもらうと、その金額に対してこれだけですよというようになっておるんじゃないかなというふうに思っておりますが、この中での、他の市町村も同じようになっておるのかどうかということを、ひとつお聞きしたいなというふうに思います。

それから、もう1点ですけれども、まあ、この名称変更はできないかなというふうに思います。名称変更というのは、結核対策という、結核対策委員会だろうと思うんですけれ

ども、結核対策という言葉に対して、変更ができないものかなというふうに思います。

例としましては、昔、もう、30年も余り前のことなんですけれども、特殊学級といったことがございますけれども、それが後、75条学級だとか、障害児学級というように変わってきておりますし、最近では特別支援教育、特別支援学校とか、特別支援、そういうようにまあ、呼び名が変わってきておりますけれども、結核対策においても、結核と言わないようにすることはできないかなと。県教委は、どのような状況に言っているのかなというふうに思っておりますので、そのへん、ちょっとお聞きしたいなと思います。

〔教育課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） はい、すいません。あの、報酬の額でございますが、事前の、それぞれの委員会で報告させていただいたと思うんですけれども、今回に限って、ちょっと三河の児童で発生しました。それに基づいて、通常予算は、2回開催する予定だったんですけれども、プラス、4回分を追加で、今回はさせていただいてます。報酬につきましても他市町と、それから委員長が、1万5,500円。それから委員さんが1万2,500円という形で、結核対策委員会の回数を、今年に限っては、4回プラスしたということと、先日も、その対策委員会あったんですけども、来年以降の予算につきましては、通常は、これ、完全に終結したいということには、まだ、ちょっと残念ながらないんですけども、安全を見ながら、ちょっと半年か1年ぐらいな時で、また、再検査を一応やっていくらしいんで、2年ぐらいは、1回こうなると、終結させられないらしいんですけども、予算につきましては、通常持っている回数、2回持っていたんですけれども、来年以降は4回分ぐらいなところで、推移させていきたいと思います。

それからですね、名称につきましてはですね、県の方も、保健所も、その結核対策の条例ありますし、町条例としても、条例で一応、委員会の、条例化されておりますので、名称につきましては、県から、県の方も、今のところは、多分、その変更するというような、検討するというようなことは、まだ考えてないと思います。

以上です。

〔敏森君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、敏森議員。

4番（敏森正勝君） まあ、4回という、この回数なんですけれども、確かに、4回がいいのか、6回がいいのか、それは分かりませんが、まあ言えば、年間いくらという状況の方が、まあ何回寄ってもらってもいいんじゃないかなというふうにも、僕は思うんですけども、そういった状況の方がいいのかなというふうに思うんですけども、そのへんは、どないでしょうか。

それと、もう1つなんですけれども、まあ、県の方も変わっていないということなんですけども、学校の先生が結核休職になった場合に14条休職というふうに変っていたと思うんですけども、まあ、そういったように、14条と言えば何か分かりませんが、一般の人では、けれども、こういった状況の中で、そういうように分からないような状況で、話が今まではされておるということで、同じような状況にやっていくのがいいんじゃないかなというふうに思います。

実はまあ、この教育費という中での状況でありますので、こういう方がいいのではないかなと。健康福祉課の方で、これが挙がっているのであれば、結核対策という考え方は、いいのではないかなというふうには思いますけれども、教育費の中で、こういう言葉が挙がって来ているのは、ちょっと僕は、おかしいのではないかなというふうに思うわけです。まあ、そういったことで思っておりますので、まあひとつ、できたら、変えた方がいいのではないかなというふうに思います。

まあ、話があれば。

〔教育長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど、課長の方から答弁しましたように、お答えしましたように、この結核対策につきましては、子ども達の、結果、要審議者が、だいたい 10 名前後、毎年挙がって来ております。これを 5 月下旬から 6 月にかけて第 1 回の結核対策委員会を開いていただきまして、そこで審議していただいておりますが、これがまあ、だいたい年 1 回で終わっております。

で、今回の場合は、先ほども言いましたように、発症したということで、だいたい 2 カ月、3 カ月見通しながら検査して、また、その結果をもって、次のステップを考えていくと。こういう継続性を持たさなければならぬと。そういう点から、今回、予算的に挙げさせていただいたわけですが。

それから、もう 1 点、名称等につきましてはですね、例えば、特殊教育から、経過があって特別支援教育になったというのは、法的な根拠があって、そういう形で、県、それから町、まあ、そういうふうな対応をしてきた結果です。

で、これにつきましても、そういう流れの中でですね、今後考えていくのであれば、そういう流れの中で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 8 ページ、35、一番上ですね、災害復旧の寄附金、299 万 4,000 円、この分についての詳細説明と。

それから 19 ページ、ごみの、25 のですね、13 の委託料。ごみの、映像の作成。これ、どこへ委託されたかということですね。今、分別の説明の資料として作ったということでございますけれど。

それから、35 ページ、20 の 13、スクールバスの運行委託料。この分についての増額の分についての説明をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） それでは寄附金の方の 299 万 4,000 円のことでございますが、

これは個々の小さい数字、なかなか申し上げられませんので、23年の災害に伴うものが45万7,000円。それから、過年災害。過去の分を引きずっておるわけですがけれども、今、これが、253万7,000円ということでの内訳でございます、合計299万4,000円の今回、増ということでございます。よろしいでしょうか。

〔岡本義君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、岡本議員。

3番（岡本義次君） その中で、件数なり大口はいくらぐらいか、ちょっと。中身的に。

副議長（新田俊一君） 答弁は。

農林振興課長（茅原 武君） ちょっと待ってください。

副議長（新田俊一君） はい。

農林振興課長（茅原 武君） 後で、ちょっと。

副議長（新田俊一君） 住民課長から、大丈夫ですか。

住民課長（谷口行雄君） はい。

副議長（新田俊一君） はい、ほな、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） よろしいか。

副議長（新田俊一君） はい。

住民課長（谷口行雄君） 先ほどの、ごみの分別の周知映像の作成業務委託でございますけども、今、説明会も入ってますけども、まああの、非常にこうたくさんの方、関心もたれまして、大勢の方が参加してもらってます。

しかしながら、まあ、夜の会議ということで、参加できない方もあります。そういう人に向けまして、ごみの出し方とか、ごみの分け方、そういうものを、さようチャンネルを使いまして、映像で流していくというようなことも考えております。まあ、これは、来られなかった方の周知とか、また、お年寄りとかそういう方で、1ペんの説明会では、なかなか理解できにくい方に分かり易い内容として、映像で、それぞれ、コンテナとかネットとか、そういう物を、それからペットボトルとか、そういうものの分け方も、動画でまあ、周知したいということで、作成を考えております。

それからまた、合わせて、そのできたDVDにつきましては、さようチャンネルに流すだけやなしに、また、もし、そういう機会があれば、パソコン等で見てもらえることもできますので、各集落でも貸し出しも考えております。

ということで、今回の、その映像の作成業務委託を計上させてもらっております。

以上です。

〔岡本義君「いや、どこへ。どこへ委託したかについて」と呼ぶ〕

住民課長（谷口行雄君） まだ、これからでございます。

〔岡本義君「これから」と呼ぶ〕

住民課長（谷口行雄君） はい。

副議長（新田俊一君） 教育課長、答弁。

〔岡本義君「教育課長、スクールバスの委託の増のん。35の」と呼ぶ〕

〔教育課長「30」と呼ぶ〕

〔岡本義君「35の下、一番下。20の13」と呼ぶ〕

〔教育課長「30何ページ」と呼ぶ〕

〔岡本義君「35ページ」と呼ぶ〕

教育課長（坂本博美君） すいません。申し訳ないです。

あのね、これ、スクールバスの運転につきましては、ちょっと残念なことだったんですけども、地元の運転手さんが、亡くなられてまして、7月に。それで、町営で、町の運転手に頼んでいたんですけども、9月ぐらいからですね、切り替えて、運行委託を大原観光にしていって、その単価がですね、運行委託料、1日1万2,000円になるんですけども、その分が、不足してきたということで、追加させていただいております。

それから、それに付随して、ガソリン、燃料費も上がっているのは、実は、海内線だったんですけども、車庫が海内にあって、朝1回往復して、車庫に止めていたんですけども、今、大原観光は、佐用町の事務所で、車庫、バスを止めてます。その関係で、余計な往復を、送り迎えの時に、また、佐用から出発するということで、ガソリンの単価も上がってますけれども、距離も上がったということで、それに伴って、ガソリン代と、それから運行委託料を追加させていただいたということでございます。

〔農林振興課長 拳手〕

副議長（新田俊一君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 現年災害の方は数字としては分かるんですが、過年災害、数が多いものですから、これ、ちょっと数字的には、把握ができておりません。

現年災害の方につきましては、5月、それから台風12号、これに伴うものでございまして、5月が農地が3件、施設が6件、で、12号につきましては、農地が5件、施設が1件ということでございます。それと合わせまして、負担金という形でのものが出ておるわけですけども、まああの、これは、補助金出しますもので別ですけども、そういった現年災につきましては、件数はそれ。

後は、全体の中で、もう1つ、253万7,000円の、特定財源の関係という、総額で言っ

ておりますので、ちょっと個々の件数は、よう拾っておりませんが、トータルは、ここでの数字では分かりません。全体で、プールでやっていますので、まあ、拾えば出るんですけども、ここに、手元には持ってませんので、申し訳ないです。

副議長（新田俊一君） よろしいですか。

3番（岡本義次君） ああ、その、

副議長（新田俊一君） ちょっと、はっきり、もうちょっと、きっちり答弁してもらわんと。

〔町長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは災害の復旧についてですね、地元の負担金です。それを寄附金という形でいただいているものです。ですから、まあ、災害で今回、場合によっては5パーセントとかですね、事業費のですね、10パーセントとかという形で、それぞれ、小さな、小規模災害についての負担金がありますので、その総額が、今、全体で挙げているということです。これも、過年度災害、21災害がまだ、残っておりますし、それから、今年の5月にも、これ、災害として申請をして、また、それぞれ復旧工事を行っておりますので、その寄附金です。

副議長（新田俊一君） よろしいですか。

3番（岡本義次君） はい。

副議長（新田俊一君） はい、ほかに。

〔笹田君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 今回のこの8ページの寄附金関係ですけども、関連しますけども、それでは、この現年度と過年度ということですけども、地元負担ですね、率は、何パーセントなのか。まあ10パーセントって聞いているんですが、現年度はどうなのか。

それと、38ページにまあ、関連してきますね。工事請負の関係で。それで言いますと、38ページの、現年度災害で、工事請負が650万出てます。それで、町単独工事の補助金が1,620万。これらの関係もあると思うんですが、過年度も後で聞いてもいいと思いますが、まず、とりあえず、この299万の寄附金に対する補助率ですね、地元負担は、いくらで補助でやっているか。お願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、農林振興課長。

農林振興課長(茅原 武君) 基本的には災害ですので、まだ、確定はしておりませんが、国庫にかかるものについては、国庫補助金でいくということで、今の率だけでいきますと、国庫ですので、最終的には増高があるんで分かりませんが、今でいきますと、個人負担は、1.65 の、前回の形のような農地の場合、施設の場合は、0.35 といった、そのままです。

これは、若干、最終的には変わってくると思いますけれども。

〔笹田君 挙手〕

副議長(新田俊一君) はい、笹田議員。

8 番(笹田鈴香君) 前の、過年度ですと、激甚災にね、指定されたので、1.65 だと思います。96.5 でしたか。96 点くらいでしたね。国庫補助が。

それ、後、町と地元負担ということになるわけなん、今まではそうでしたが、それと、町単独の分は、この中に、寄附金の中に含まれているかどうか。10 パーセントだった分ね。過年度だったら 10 パーセントということですが、現年度は何パーセントになるのか。同じように、してもらえんというように聞いたような覚えがあるんですが、少し確かなことではないので、もう少し確実にパーセンテージを教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長(新田俊一君) 農林振興課長。

農林振興課長(茅原 武君) 町単独につきましても同じ扱いでいくという、今のところは、という町長の考えでございます。

もう一つは、近年災ということで、元々激甚災害を受けたわけですけれども、近年災ということでの扱いを、国にはしていただけないというには聞いておりますけど。まあ、時間的に離れていたなかつたということで。

副議長(新田俊一君) よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

副議長(新田俊一君) はい、笹田議員。

8 番(笹田鈴香君) それで聞きたいんですけども、5 万から 40 万の小災害、これはまあ、町単で今までどおり、10 パーセント。この現年災もいけるということを確認したわけなんですけども、そしたら、40 万以上ですね。40 万以上で、過年度災に関しますと、40 万以上でも、いわゆる査定漏れの部分については、10 パーセントということ聞いてますが、そのへんは、今度はどうなるのか。

それで、例えば、その査定漏れの分ですけども、凄い金額になりますね。もう 100 万円以上超えた工事たくさんあると思うんですけども、そうなった場合に、最初に、例えば 100 万の工事とすれば、100 万を業者に払ってから、後で補助金を受けるという形になっておりますが、そのへんは、やっぱり大変な負担になるので、また、検討していただきたいと思うんですけども、まず、その 40 万以上もなるのかどうか。そのへんをお願いし

ます。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今回の災害ですね。今回の災害の部分と、それから過年で災害が起きている部分。過年で起きている部分は、そのまま、前に決めておられる、平成 21 年災害にひこずってきておるわけですけども、それがまあ、後々出てくる可能性があるものについては、そのままの制度という形です。

ですから、できるだけ近年、近年と言いますか、今日、明日に出てくるような災害につきましても、そういったことが、ないように取り組んではおりまして、国庫にかかるものは、国庫にできるだけかけていくという考えでございます。

ですから、実質は、あまり発生しないと。新しい分ではですよ。

だから、過去の分で、まだ、工事が済んでないとおっしゃる方につきましても、現在も進行形でございますので、それは、従前のままの制度が、そのまま、対応策としていると。ですから、100 万超えますとか、そういうことになりますと、自己負担が 5 万円で済むとかいったものは、そのままの制度として、まだ、今でもお支払いの中で対応しておるといふことです。

副議長（新田俊一君） よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、どうぞ、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） まあ、今の分ですけども、その 100 万超えるものは 5 万ですね。200 万だったら、本当だったら 10 万やけど、100 万でええということなんですけども、結局、今ですと、先に業者に払うというのが条例上、条例上というか、決まりでなっているわけなんですけども、そうしますと、まあ、過年度分でいきますと、本当にたくさん、箇所が崩れたりして、その復旧工事をされている方がいるんですが、話の内容によっては、話し合いをして、後払いも可能ということにはなっておりますけども、現実には、それをよく分からなかったり、払ってくださいと言われると、もう無理してでも払ったという現実があるんですけどね。先に、というのは、町から、業者から完了工事、完了届というか、完了しましたという報告書が来ますと、それをまあ、見せて、まあいろんな添付書類も見せて、こちら申請をして、補助金は、いくらというのが、最初に町の方から、金額きてますから、結局は、その言われた金額を、まず、業者に持って行って、で、後から 100 万の工事であれば、95 万、その地権者の方に振り込んでいただいて、で、自分で貰うという形になりますから、最初に 100 万を業者に持って行くというのがね、もう大変ですわ。

例えば、1カ所の人ならいいんですけども、1カ所じゃなくて、もう2カ所も3カ所も崩れて、工事している人が現実にありますけども、そういった方は、本当に困っていて、やはり今までの国庫補助のような形で、補助金だけ持って行くようにして欲しいという声が、大きく上がっているわけ。あちこちで聞くわけなんですけども、そのへん、どうでしょうかね。

これからは、特に、今回のその過年度災害ですと、査定漏れということで、これからの

はないと言われましたけども、まだ、これから工事する人もあるのでね、そういった人に対しては、地権者が言う前に、やっぱりこれはもう、大変な金額ですから、もう5万円だけ入れてくださいと。納入してくださいというような形は取れないでしょうかね。そのへんを、是非、していただけないかと思うんですが、そのへんはどうでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 確かに、大きな額になりますので、ご相談。ご相談という形でさせてもらうしかないと思うんですね。

こちらから一方的に、例えば、80万だから、お支払いしましょう。60万だから、立て替えてください。30万の方は、当然、立て替えてくださいというわけには。それは、個人差ですから、やっぱり30万でもしんどい人はしんどい。それから100万でも、とにかく業者の方に払いましょうと言える方は、お払いできると思うんですけども、実際はですよ。経費の中ではね。これは、ご相談という形を取らせて。補助金という形ですので、工事請負費であれば、まあ、そうはいきませんが、内払いという形とか取っていかないかんんですけども、補助金という形ですので、そこは、ご相談させていただける部分は、させていただけたらと思うんですけども。

個々のケース。個人差があるということでの、ご理解の方が、僕は、いいんじゃないかと思うんですけども。

副議長（新田俊一君） 他に質疑ありますか。

〔井上君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 16 ページ、民生費で、13 節の委託料、障害者相談支援業務委託料になっておるんですけども、この障害者相談支援業務というのは、どういう内容、ちょっと内容の説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） はい、ご案内のとおり自立支援の関係でですね、いろいろな、かつてはですね、身体障害とか、知的とか、バラバラな行政やっていたんですけども、総合的に自立支援の中で、一括でですね、やっております。

まず、それが前提にございまして、それにかかるですね、いろいろなご相談が、窓口へ、私どもの方へ来るわけですけども、まあ、悲しいかな、事務屋いう部分が、域が出ませんので、やはりその、相談にみえられる方の心の底までね、覗くというのは、なかなか難しいものがございまして。それで、県の方の指導でですね、そういった素人的な扱いではなくって、専門的にですね、この方には、どういう手立てが必要なんかということ、専門的な分野で、そういった窓口を作りなさいというふうな指導がございまして、本格的には、

24年度からですね、そういったものを設置しようとしているんですけども、試験的なものも含めまして、この1月からですね、させていただこうというふうに思っております。

専門員については、町内の事業所の方、プロでございますけども、その方をお願いする予定にしております。そういうことです。

〔井上君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） これほんなら、あの、今までからいう、この、その身体障害者手帳、それから療育手帳、それから、精神障害者保健福祉手帳を持っておられる方ということになるんですか。の、相談ということですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） まあ、そこらあたりが難しいところなんですけれども、基本的には、そうなんですけども、それを取得、どこへ行ったら取得できるとか、どういうサービスがあるとか、持っておられてもね、そういう部分が、なかなか分からない。制度が複雑な部分がありますので、全般的な、総合的なですね、相談窓口として、専門員を置かせていただきたいということでございます。

7番（井上洋文君） はい。

副議長（新田俊一君） よろしいですか。他に。

〔金谷君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） 25ページの商工費で、観光費の中で、観光看板の製作業務委託料。これ、県から50万の補助金が出て100万ですから、まあ、2分の1が県の補助。県の補助を受ける要綱なり、それから、この看板設置の内容について。

〔商工観光課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） 商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 議員、先ほど申されましたようにですね、歳入で、夢推進事業ということで、50万を受けまして、観光費におきまして、看板製作をしようというものでございますが、観光看板につきましてはですね、観光協会でも、順次整備をいたしておるところでございますが、この度、県の事業によりまして、この事業ができるというようなことからですね、是非まあ、この制度に乗って看板の整備に加速をさせたいというふうな思いがございまして、整備をしたいというふうに考えております。

場所といたしましては、飛龍の滝、それから、江川地域のですね、芦屋道満、それから安倍晴明、棚田といった所ですね、看板の整備を考えておるところでございます。

特にまあ、観光でですね、多くの皆さん方に、町内に来ていただくということはですね、町の活性化、いわゆるまあ、そこで消費も生まれますし、活性化につながってまいりますので、こういった形でまあ、少しでも看板を整備することによって、多くの皆さんに佐用町にお越しをいただきたいというふうな思いでございます。

〔金谷君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） そしたら、その飛龍の滝と、その芦屋道満なりの、その現地に、その看板を2カ所設置すると。そこまで行く、ここらへんに、その飛龍の滝なりがあります。現地まで行かんと、その看板が。現地に設置される看板ということでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 言葉足らずでございました。

案内看板ということでございますので、久崎から南光に向かっております県道。そういった所での設置。それから、江川の方につきましてもですね、佐用から江川に上がっている本通りでございますけれども、そういった所にですね、整備をしたいということでございます。

5番（金谷英志君） はい、分かりました。

副議長（新田俊一君） はい、よろしいですか。

5番（金谷英志君） はい。

副議長（新田俊一君） 他に。

〔平岡君 挙手〕

副議長（新田俊一君） 平岡議員。

17番（平岡きぬ糸君） 1つ目は、27ページの橋梁、土木費の中ですが、40。橋梁新設改良費の工事請負金、減額2,900万、挙がっておりますが、これの内容の説明をお願いします。

それから、2つ目の質問は、30ページの消防費の中の、15、非常備消防費で、公有財産購入費1,500万、土地購入費として計上されています。これの具体的な内容をお願いします。

質問、まだありますので、3点ぐらいいいですか。

副議長（新田俊一君） はい。

17 番（平岡きぬ糸君） 3 点目、32 ページ、教育費の中の、教育総務費の中の 15、事務局費の 3、職員手当等の中の一最後、派遣社教主事手当、マイナス 100 万円になっております。

これと、同じ教育費の中の 25。これは 33 ページですけど、特別支援教育推進費、7、賃金、スクールアシスタント賃金、マイナス 363 万 6,000 円、とりあえず以上、内容説明をお願いします。

〔建設課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） この橋梁の新設改良費の工事請負費の減額でございますけれども、これは今現在、進めております、如来田高山線の東橋というこの工事請負でございます。この分につきましては、県との河川協議等もございまして、その関係で、設計を見直しております。それと合わせて入札減が出ましたので、今回、2,900 万円の減額をさせていただいております。以上です。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） 企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

河川改修に伴います佐用機動分団並びに佐用の分団の用地が、今度、河川でこう、改修でつぶれてしまいますので、その代替用地として、予定しております用地を購入する費用を、1,500 万挙げております。以上です。

〔教育課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） すいません。そしたら、まず、32 ページ、派遣社会教育主事の手当、減額ですね。これ 2 名分なんですけども、これ給料減額によるものです。

それから、その下の特別支援学校等就学援助金、この減額ですけども、これ 1 名ですね、たつの市の方に転出されまして、今、西播磨の特別支援学校に行かれていたんですけども、たつの市の方に、もう住所が変わられたということで、その人の分を、減額しております。これは、佐用町だけの、この今、贈っている支援制度ですけども、たつのはたつので、まあ、ちょっとあるとは思いますが、町からは、それで打ち切ったということと、それから、一番、33 ページですね、スクールアシスタント。これは、上月小学校にですね、このスクールアシスタントを充てる予定でしたけども、県の方が、特別支援学級を認めていただいたんで、後は、その県費の方で、職員が対応しておりますので、町としてのスクールアシスタントは必要なくなったということで、減額させていただきました。以上です。

〔平岡君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬ糸君） 最初に質問をしました、土木費の関係で、その、設計の見直しをされたということなんですけど、その見直された内容というのは、どういう内容なのか、ちょっと、もう一度、その関係をお願い、説明をお願いしたいと思いますが、よろしく願いします。

それと、2つ目に質問した消防費の関係の土地購入の機動分団ですけど、代替用地というのは、具体的にどこですか。それらについてはまあ、関係者の了解が取れているんでしょうか。その点、お願いします。

〔建設課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 先ほども、申し上げましたとおりですね、まあ、志文川に、この橋を架けるわけでございますけれども、当然、管理者の協議が必要になってきたという中で、まあ、取り合い護岸等のこともございまして、そこらへんの見直しを行ったということと。

それから、工事をですね、今年度は下部工を発注して、来年上部工というような形で、2カ年に分けとうわけなんで、その関係で、若干の設計書の内容が変わったということで、まあ、減額が起きたと。合わせて入札減もあったということでございます。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

用地につきましては、元森産婦人科のあった所を予定しております。概ねこう、10筆で1,186.9平米でございます。

で、その用地につきましては、これからこう、詳しいお話を進めていく予定にしております。

本年度中に、何とか購入していきたいと。で、来年度で、実際の工事にかかるという予定をしております。

全てこう、河川改修に伴います、佐用の、先ほど言いました、機動分団と第1分団。この2つの車庫を建てていく予定にしております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬ糸君） 土木費の関係で、今年と来年に、その工事を分けたために、当初予算の計上がされておりました金額から大きく変わっているという要因なんですけれども、その予定していた橋の、長さじゃなくて幅とか、そういうものは、変わらないんですか。もう一度、確認をしたいので、説明をお願いしたいのと。

消防の、その土地購入に当たっては、元森産婦人科の所を購入されるという説明だったんですけども、これはその、非常に、河川の改修に伴う移転先として、相応しいと判断されたんでしょうけど、そこらへん、関係者というのはその、機動分団の方であるとか、当事者との話として、ちゃんとできているのかどうか、お聞かせいただきたいんですけど。

〔建設課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） まああの、この如来田東橋につきましてはですね、旧町時代からも計画をされていたのを引き続いてですね、今回、見直しをかけて実施をしておるわけなんですけれども、橋梁の、当然、延長ですね、そこらへんにつきましても、再度ですね、県とも、当然、占用許可をいただかないけないので、河川の計画流量等のこともございましてね、いろいろと検討する中でですね、断面も決定し、基本的には、旧町で設計された橋長でいけたと思っております。

なお、この部分につきましてはですね、全延長を、1年で、なかなかできないということで、年次計画を立ててですね、今年度、来年で、何とかやっていきたいという中で、道路改良費の中にも、位置づけて、橋は橋という形で橋梁新設の方にも挙げております。

その関係で、どうしても1年ではできないと。工期的に足りないということで、当然、上部工、それから取り合いの道路工等につきましてもですね、来年の仕上げもあります。そういう中で、予算の配分をしたということで、見直しをかけた中で、金額が、設計で多少、当初予定した額より下回ったということでございます。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

昨年度、22年度の後半、12月ぐらいから、地元の方と、いろいろとご協議を申し上げの中で、いろいろとこう、用地候補が挙がってきたわけなんですけれども、最終的に、この用地で行うということで、了承を得て、今の計画を挙げております。ご了承願いたいと思います。

副議長（新田俊一君） 他に。

〔金谷君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） 先ほどの、その如来田橋の橋梁の架け替えの減額ですけども、課長も、多少と言われるんですけども、当初予算7,000万で挙げられて、それが、幅員の説明。当初予算の説明資料では、長さが40メートルで、幅が7メートル。若干の設計の変更という形で、具体的な、もう入札も終わっておるわけですから、具体的な変更はどういうものだったんです。

〔建設課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） 建設課長。

建設課長（上野耕作君） まああの、そのまあ、当然、橋梁の護岸等の取り合いとかですね、それから、今現在、町道から、如来田東の方に向かってですね、如来田の方に向かって、道路改良しようわけなんですけれども、その取り合いの関係とかですね、そこらを精査した中で、当初予定しておった額を下回ったということでございます。

〔金谷君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） 具体的に当初予算の資料で、長さが40メートルで、幅員が7メートルとあるんです。それが変わったんかということ聞きよんですけど。

〔建設課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 内容的にはですね、変わっておりません。その橋長の、そういう構造的なことはね。はい。

5番（金谷英志君） 分かりました。

副議長（新田俊一君） よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） まあ、どこということないですけど、先ほどのその、森医院の跡地をということで、お聞きしたんですけども、これ、森医院いうて、産婦人科の所ですかね。相当やっぱり高い所ですよ。これ、そのまま、使用するわけですか。どないにされるんですか。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 非常にこう、少し高い所がございますので、そこを削って、削って平らにして、その用地に車庫を建てる。おまけにこう、消防団ですので、車で駆けつけた場合に、その駆けつけた消防団員が、おれるようなスペースも考えていくということで、計画をいたしております。

〔井上君「他の、その下の道路ぐらいに削ってしまうわけですか」と呼ぶ〕

副議長（新田俊一君） はい、井上議員。

企画防災課長（平井隆樹君） いえ、もう少し下。道路より高い位置に、最終的には、道路の高さまでは削りこみは行いません。

〔町長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今回はですね、第1分団と機動というのがですね、現在、今、あります、旧郵便局の所にあるわけですが、そこが河川改修で移転になります。

それと第2分団が、上町の国道の所にあるわけです。で、第1分団と第2分団の統合をするというのが1つあります。

ですから、町うち全体のエリアをまあ、1つの所に統合したということで、場所的に、じゃあ、どこにするかということ。

それから、第2分団の所がですね、現在まあ、佐用坂から、今回の、前回のまあ、水害の時でもですね、あの車庫がですね、丁度まあ、国道の底で出にくいという、非常に、面しているということ。

それから、あそこの、大山谷の川がですね、側でですね、あの水、国道自体もまあ、非常に水が出ましたけれども、川自体も溢れるということで、第2分団の今の車庫はもう、変えたいと。一緒にしたいということで、そういう安全面を見るということ。

それでまあ、現在の、旧森産婦人科の所をですね、若干まあ、高さは、当然、水害から見て、残してですね、高くして、で、そこにまあ、機動と、第1分団、第2分団と統合したものを移転する場所として、一番中心としていいんじゃないかということになります。

それと、どうしても、久崎にも作りましたけども、防災倉庫をですね、そういう防災資材なんかも、町うち全体の、やっぱし、あそこで備蓄もしておくという所。当初は、保健所をですね、旧保健所跡をですね、そういう形で使いたいというような意向もあったんですけども、まあ、保健所が来年から警察の移転先として、あそこを改造されて、保健所を使うということになりましたのでね、まあ、地域としても、場所的に、ある程度人が集まったり、それから土嚢を作ったり、いろんなこともできるような所。そういう場所として、今の形の形状ではですね、非常にまあ、高い所にありますけれども、まあ、あの土は、ある程度、土砂の処分地もできましたので、そういう所へ処分すれば、そんなに大きな費用をかけずに造成をしてですね、町としても、一番中心的な所の場所に、設置ができるということで、これはまあ、集落、この関係集落の自治会長さん方も、要望。それからまあ、消防としても、そういう造成の形で計画すれば、いいんじゃないかということで、現地確認とか、いろんなこともして、今まで協議も進めてきたということで、ようやく、地権者の方の方にも、その、そういうご協力をいただくということで、今、話を進めているという段階でございます。はい。

副議長（新田俊一君） よろしいですか。

7番（井上洋文君） はい。

副議長（新田俊一君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、1つは、まずあの、先ほどのね、これ関連ですけど、いわゆる災害復旧の関係、この査定漏れの関係で、まだ、工事が残っている問題等の指摘がありました。

査定漏れについてはね、町の英断で、5パーセント負担ということで、5万円減だというような、英断が行われたんですけども、確かにこの、査定漏れに限ればね、笹田議員言われたように、かなり相当な金額に上がると、工事費がね。

それを、一旦、この町の補助制度ということですから、被災者が立て替えて、後で補助金を貰うという、こういうことはね、やっぱり何か、なんとか改善できないかという指摘がありました。

まあ、それで、是非、町長に考えていただきたいんですが、査定漏れというね、特殊な、そういった事情の中での、多額の工事費という事情を考えれば、これは、特別に、立て替え制度等ですね、町で考える必要があるんじゃないかと。後で、勿論、補助金出すという格好になるんだが、一時的に、工事費を立て替えて、被災者の負担を軽減するというようなことは、是非、町長の英断で、再度の英断でね、考えていただけないか。この点を、町長の答弁を聞いておきたいんですが。

〔町長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、既に、工事の方は、かなりですね、もう終わっております。

ですから、まあ、実際、課長、答弁しましたようにね、個々において、業者の方も、そういう事情分かってますのでね、そんなに、終わったら直ぐに、施工者、地権者の方から、先にお金下さいとかというような形のことは、多分なかったと思います。

そういう、私は、相談も受けておりません。実際のところね。ですから、実際は、まあその、そういう補助金を出てから、業者の方も支払ってもらったらいいいということで、そのへんは、施行業者、請負された方もね、そういう対応をされていると思いますのでね、そこまで厳密に、そういう、町が、まず払いますというような形は、まず、これは請負ではないんで、できませんし、そういう実態、また、ご相談があれば、施工業者の方にも、そういうことで要請をすとかいうことは、私からも、ちゃんとやりますから、その点は、それほど心配することはないというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） まあ、その問題はね、是非、相談があれば、丁寧な対応でお願いをしたいというふうに言っておきます。

それで、10 ページなんですが、1つは、自治振興費のコミュニティ広場設置事業補助

205 万円、これの内容説明をまず、お伺いします。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） この自治振興事業の件につきましては、公園を直していくということで、仁位地区の公園が、災害で傷んでおりますので、その河川改修もあるわけなんですけれども、それに合わせて直していくという予定をしております。その予算を計上させていただきました。

で、特に、当初予算でも、置いておりましたので、それを差し引きした額、205 万円を計上させていただいております。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 今、事業自体はいいんですけども、本町のコミュニティ広場設置事業補助要綱というのがありますわね。従来、前からあったんですけども、これ、限度額 100 万なんだけれども、もうあれと全く別の要綱や何やらに基づくものであれば、その説明をお願いしたいと思うんですけども。

〔企画防災課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 災害復旧の手当てをするというので、概ね、概ね言うか 90 パーセントの補助をするということで、340 万円ぐらいかかるので、計算しますと、約 305 万という計算になってきます。

で、当初予算で見えておりました件と差し引きしたり、それから、もう一つ、当初予算では、仁位と淀という所を挙げておったんですけども、これも普通のこう、復旧を考えておったんですね。そしたらこう、災害で傷んでおるということで、90 パーセントまで補助率を挙げて、仁位はやらしていただくという計画をいたしております。

副議長（新田俊一君） 他にありますか。

〔笹田君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 34 ページ、ちょっと飛びますけれども、34 ページの教育費の小学校費と、まあ、中学校費にも絡んで来ますが、学校管理費の中の 12 節、役務費ですね、エネルギーサービスプロバイダー手数料。これの説明をお願いしたいと思います。

それと、もう一つは、給食センターやから、37 ページですね。37 ページの給食センター運営費で、

副議長（新田俊一君） 笹田議員、ちょっとマイク使ってください。聞こえないんです。

8番（笹田鈴香君） すいません。

37ページの給食センター運営費ですが、この中の賃金ですね。54万円。これの、臨時職員の賃金ということになってますが、この説明を、とりあえずお願いします。

〔教育課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） まず、34ページと、それから中学校費も該当するんですけども、これは俗に言う、今、電気業務の自由化ということで、関西電力で当然、小学校も中学校も契約していたわけですけども、今回、その、総務等も調整しながら、エネットという、まあ、業界では大手の会社らしいんですけども、そこと契約し直すということで、それに伴って、プロバイダー契約というのが必要になって参ります。それが、エネルギープロバイダー手数料、委託料ということなんですけども、この2万3,000円ですか。これで、契約をし直していきます。

で、実質、この電気代はですね、まあ、想定すると、3パーセントぐらい減になるということらしいんです。

ちなみに、小学校をちょっと試算しますと、22年度の決算で1,260万。3パーセントで、約37万8,000円ぐらいは、この会社と契約することによって、効果が出るんじゃないかということで、町の施設も、これは今、学校が中心でやっていますけども、今後ね、全体的に、いろんな所でも、こういう効果が出ると、出ることで、変更していきたいということで、今、協議しています。

それから、給食センターですね、の、賃金。これはですね、2名分なんですけども、2名分の追加分なんですけども、1つは、この10月でですね、職員が人事異動。徳久保育園ですね、の調理員さんが、ちょっと辞められて、そこにセンターから職員が1人行きました。正職員がね。そのなった分が、給料の減になっている分なんですけども、その人の交代分と、それから、産休の代替ですね、の方の賃金ということで、2人分の賃金の追加。1月以降の分ですね、その分がプラスになってます。以上です。

〔笹田君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 初めの分ですけども、このエネットに変えたということで、約3パーセントの減ということなんですけども、こういう、エネットいうたら大阪ガスになるんですか。じゃないんでしょうか。ちょっと分からないんですけど。まあ、関西電力から変えたという、これは全体的に県の指導とか、そういうことでされたのか。独自で、ここ、調べてこのようにされたのか、そのへんをお願いしたいのと。

その答えと、それから、もう1つなんですけども、この賃金でね、今、言われて、追加と言われたんですけども、まあ、追加される理由は今、徳久保育園へ行った、その交替の分と、産休の方の分ということなんですけども、いや、私は、増えた理由に何か、あるのかなと思ったのが、それは、ある保護者から聞いたんですけども、小学校の給食に

ね、虫が入っていたということを、ちょっと聞いたんですが、そのへん、聞かれているかどうか。

また、もし、聞かれえているとすれば、状況と、それから原因、対策、そのへんは、どのようにされているか、お尋ねします。

〔教育課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） あの、まず、そのエネットですね、これはですね、町の当然、財政、総務課とも協議していく中で、まあ今、自由化になってきたということで、できるだけ町も、そういう形で、合理的に、契約できるのであればということで、研究は、去年からしていたんです。

それで、まず、会社が、結局、エネットという会社も、最終的には、自分とこでも、発電能力がありますけれども、関西電力から買うんですけどもね、そこも、その会社も。やっていくんですけども、ただ、その会社の説明では、その3パーセントという数字は、1日、24時間かけて、電力の消費量の差が大きければ、大きいほど、その効果があるということで、学校、24時間営業している所なんかは、あんまり効果がないんです。で、学校なんかは、当然、夜間が止まっていますわね。だから、大きいという判断で、これからずっとやってみて、見てみるのに、一番効果が出やすいのかなということで、これはまあ全部、うち、教育委員会だけが判断したんじゃないしに、町全体の、総務、財政と協議しながらね、この会社は特に、一番大きな会社らしいんで、そこと、まずは契約していった効果を見ようということで、決めたものです。

それから、後、センターの職員ですね。中に虫が入っていた。これはね、聞いております。当然、あって。それから、全体でやっていますから、特に今、野菜関係は、そういう、あの時のことは、青虫だったと思うんですけども、そういう注意しながら職員がやっていると思うんですけどね、何かその、特別に、レタスとか、白菜なんかの巻き込んだ所に、どうしてもいてたみたいなんですけれども、それは職員も、ずっと1枚、1枚、よく洗っていると思うんですけどね、その注意は、当然しています。

ただ、こういうことも絶対ということは言えないんですけども、やり方としたら、1枚1枚、ああいう野菜でも、ばらして、全部洗ってという作業は続けておりますのでね、以降、ないように、気をつけるには言っていますけども、江川の場合はその、たまたま、その子どもが、1回か2回、同じような子どもが見つけたということですね。まんが悪く、あの、だから、余計目立って、そういうことを言われたんですけどもね、全体的には、そうある、そう多くはないと思うんです。

〔笹田君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） あの、今回、給食センターになったので、そのお母さんの言われるのには、良くなるはずと思っていたと。ところが、こんな何度もあれば困るし、また、一本化になったので、まあ、今言われたように、江川の子なんですけど、江川であるということは、可能性として、他の学校もあるかもしれない。今、全然ないとは言われなかったもので、あると思うんですけど、虫で、今、何も後、なかったから良かったものの、もし、

他の伝染する関係とかだったら、もう大変なことになると思うんですけど、そのへん、本当に気をつけていただかないと、いけないと思うんですが、今後の方針としては、その、野菜の場合は言われましたけども、他に、まだ、気をつける方法などは、考えておられるかどうか。

で、地元の物も、勿論、使ってもらわないといけないんですけども、そういった物に対してね、まあ地元の物を使われていると思うんですけども、地産地消で例えば、外国から入った時に、農薬の関係とかがあったら、もう大変なことになるので、そのあたりは、是非ともその、地元の野菜を使って、で、安全にということで、考えておられるとは思いますが、より一層考えていただきたいと思いますが、今後、新しい方法としては、そういったことに関して、何か、気をつけられていることはありますか。

〔教育長 挙手〕

副議長（新田俊一君） 教育長。

教育長（勝山 剛君） 異物混入につきまして、本当に子ども達に、センターとしてですね、安心・安全に食事ができると。これを基本にしておりますけれども、そういう混入がないように、職員も最善の努力をしていると、私は、思っております。しかしながら、100パーセント完全にということが、どうしてもできない部分があると。時間的な制約とかですね、そういう面も、理由にはならないわけですが、その度ですね、注意喚起を行っております。どうか、そのへん、ご了解いただきたいと思っております。これからも、そういうことが、もう、極力ないように、最善の努力をしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

副議長（新田俊一君） 他に。

〔石堂君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） ちょっと、少しささやかな質問で、もし、提案説明の時にされているようであれば、恐縮なんですけども、21ページ。農業総務費の関係で、表中の一番下段ですけども、くま蜂等の処理補助金。総額で142万5,000円の増額になっています。ちょっと、この増額幅が、多分1件当たり1万5,000円の半額が、町の負担ということで、7,500円になろうかと思いますが、件数で言えば、200件。人間も、うろろするんが、しんどくなったこの時期に、くま蜂の処理で、200件も、これから出るんかというふうなことを前提に、この補正予算に至った経過ですね、見込み件数、それから実績、そのあたりについて、説明をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、農林振興課長。ちょっと、分かるように、手挙げてくださいね。

農林振興課長（茅原 武君） はい。このくま蜂の件でございますが、当初、見込んでおりま

した件数が、90 件ございました。で、後、おっしゃいます、その1万 5,000 円で、7,500 円、7,500 円の各、町と個人の負担ということでございますので、予算化しておったんですが、平成 23 年、非常に多くなりまして、今、出ておりますのが、この数字でございますが、佐用、上月地域で 132 件ぐらい。南光地域で 60 件。三日月地域で 39 件。そういった形での件数がございます。

で、トータルしますと、231 件ぐらいが発生したということで、予算的には、250 件ほどを、トータルで見させていただいておるということですが、これまあ、11 月末ぐらいで、補正予算組んでおりますので、まあ、基本的には、若干の見込みは持っております。19 件ぐらいは見込んでおるんですけども、予備的にはね。ですから、実態的には、もう 230 件ぐらいは超えておる。231 件になっておるといことです。

よろしいでしょうか。

〔石堂君 挙手〕

副議長（新田俊一君） 石堂議員。

1 番（石堂 基君） まあ、全国的に、今年は、ピークが短い中でも、このくま蜂の意外な被害件数の発生というのは、顕著に多くなって来ているということは、多分、いろんなニュースで、目にされていると思うんですけども、これ、補正の時期としてね、この 12 月が適切かどうか。で、既にもう 11 月の段階で、231 件、処理件数把握しているということは、それだけの処理が終わっているということですよ。で、当然、処理を委託している業者、もしくは個人は、既に出役を終えて、個人からの負担金 7,500 円も徴収、徴収というんですか、納めていただいて、後は、町がお金を払っていないということになるかと思うんです。これは、事業者なり個人というんか、その施工業者の方に、非常に迷惑を掛けている状態だと、僕は、思うんですわ。

だから、もう少しこの辺の見込みですね、的確に、あるいは、この補正予算も、必要な時期には、早めにね、やって、業者なり個人に迷惑を掛けないような努力が必要ではないかなと思います。

あのね、さっきも言いましたけども、笑い話じゃなしに、この時期になって、くま蜂の処理って、もう蜂、皆、死んどう時期ですからね、だから、これはちょっとタイムリーじゃないと思うんですけども、そのあたりいかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） くま蜂、これも実際、人間に危害を与えるような形で、皆さんが、何とかしてくださいと言われるのは、8 月とか 7 月とか、そういった時期には、まずないということです。基本的に出てくるのは、10 月ぐらいになって、蜂が、大きく、子どもが大きく育った。巣が大きくなって、それから、ワンワンと言い出してから、基本的に出て来るといこととございますので、時期的には、もう、その時に、臨時議会と同時に補正できればいいんですけども、それが、順次出て来よる状態が、10 月、11 月という状況ですので、若干こう、補正が 12 月になったというのは、ご勘弁いただきたいと思うんですけども。

〔石堂君 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） あの、ご勘弁というのは、私達は、あくまで、支出の方を審議する場ですから、適正な物であれば、当然のことながら、賛同はしますけども、僕は言っているのは、その駆除者、業者ですね、業者もしくは個人に対して、財政的な負担の迷惑を掛けないようにしましょうねということを行っているんで、それは、早め早めの見込みを立てて、補正予算、まあ、過剰な補正予算は必要ない。当初予算は、必要ないと思いますけども、それは、少し個人に対して、迷惑がかかっているんじゃないですかということが言いたいので、そのあたりは、今回の反省を踏まえて、今後の補正予算の対応というものを考えていただきたい。

が1点と、もう1点は、実は、私も今年、個人ではないんですけども、周辺で、駆除を、数件お願いをしました。で、非常に助かりました。正直申し上げて。で、まあ、その業者さんなり個人の方にどうこう言われて、今、こういうふうに発言しているのではないんですけども、僕は、1つ心配なのは、あの単価が適正なのかどうかということなんです。

まあ、個人の負担、それから、町の補助合わせて、1万 5,000 円ですよ。で、当然、それに必要な、いろんな資機材、薬剤も含めて準備をされて、長い場合には、半日ぐらい。半日は、ちょっとかかり、そこまであるケースが、まれにあるというふうに言われたんですけども、だいたいの場合は、2、3時間というふうに言われたんですが、まあ、ほぼ、非常にこう、作業が大変な所で、あれだけの資機材を用意されて、重装備で、で、危険も覚悟の上に行われているやつ、これがこの1万 5,000 円という処理費が妥当なんかどうか。これ、業者さんなり個人の方から、私、いろいろ意見されて、ここで発言しているわけじゃないんです。実際、目の当たりにして、そのサービスを受けて、まあ、本当に、これで、この金額で妥当なんかという思いで、1つが言っているんです。

で、当然のことながら、金額を大幅に上げるということになれば、依頼者の方の 7,500 円の負担も増額になりますから、そこは、個人としては、住民としては、負担が増えない方がいいんで、町の方での増額、もしくは、それに必要な資機材の、まあ、当然、委託される、依頼される業者さんは、ある程度、限定されていると思うんで、必要な資機材の購入ぐらいは、町が立ち代ってやってもいいんじゃないかと、そういうふうに、今回思ったんですけども、それも含めて、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

副議長（新田俊一君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあこれは、こういう案件だけじゃなくって、他のことに含めて、必要な予算を、いかに、きちっとですね、また、当初から変わってくれば、補正予算という形で、審議いただくということになるんですけどもね、まあ、今回の、これについて、くま蜂についてはですね、先ほど、課長言いましたように、本当に、例年、だいたいこれぐらいだということで、当然、当初予算してます。

それから、9月の補正予算をしようとすればですね、だいたい9月の補正予算というのは、8月のお盆ぐらいまでに、要求を挙げてやっていきますからね。だから、どうしても、その、実際に審議して、また、議決いただく間にも、まだ、1カ月とか、1カ月半ぐらいなギャップができてしまいます。

だから、先ほど、石堂議員もお話のように、報道でも、いろいろとありましたようにですね、今年は、本当に異常でした。まあ、こういう異常な状態でしたから、今回はまあ、担当課としてもですね、そういう、10月頃に一気に、こういう状態で、まあ、依頼があって、本当に例年の3倍も4倍もというような状態になってしまいましたからね、これは、また、こういう特殊な状況だったということだけは、ご理解いただきたいと思います。

まあ、補正については、今後とも、できるだけ、適切に行っていきたいと思っております。

それからまあ、この処理についてなんですけれども、確かに危険も伴います。それから、その蜂のですね、巣を作っている場所にもよりますのでね、状態によるので、一概に、その1万5,000円が、本当に安いのか、高いかと言えない所があります。

私も、自分でもこう、やったことがありますけどもね、簡単な所であればですね、本当に、行って、さっと直ぐに終わる場合もあるわけですね。

今、1日のですね、まあ、いろんな労務賃、日当がですね、まあ1万円ぐらいな時代の中ですね、実際に、専門にやっていただいている人じゃない方にもお願いしてますし、ほとんどまあ、そういうことで慣れた人、そういう方にお願いをしておりますのでね、私は、1万5,000円ぐらいというのは、決して多いとは思いませんけども、まあ、個人の負担もありますのでね、これぐらいな金額というのは、ある程度、妥当なところじゃないかなというふうには、私自身は思っております。

副議長（新田俊一君） 他にありますか。

〔農林振興課長 挙手〕

副議長（新田俊一君） 農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 資機材の話がございましたんですけれども、防護服、まあ、養蜂家の方は、持っておられますからいいんですけど、その他につきましては、農林振興課なり支所なりにありますので、申しただければ、お貸しできます。個人的にされる方、若干、そういった方もございますので、7,500円払うより、軒先だけだったら、私が取りますよということで、防護服の貸し出しも、現実に行っておりますので、また、そういうことが、ご相談ございましたら、農林振興課の方へということで、お伝えいただければありがたいと思っております。

副議長（新田俊一君） まだ、ちょっと質問があるようなんですけれども、終わらせたいんです。

ここで、暫時休憩したいと思いますけども、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（新田俊一君） 異議がございませんという声なので、ここで暫時休憩します。再開は、11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

議長（矢内作夫君） おはようございます。

まあ、葬儀だったんですけれども、遅れて、遅刻して、すみませんでした。

これ以後は、副議長に代わりまして、議事の進行をさせていただきますので、よろしく
願います。

それでは、休憩を解き、会議を再開いたしますので、よろしく願います。

質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、24ページで願います。

有害鳥獣の関係は、今回もね、一般質問も出たということで、この補正でどうなっているかという点で、ちょっと確認しておきたいんですが、24ページの負担金補助及び交付金
の関係です。補正が、当初予算から見て、どうかということで、お尋ねします。

まず、有害鳥獣駆除補助金3万9,000円の増額。当初予算は、36万7,000円でしたか、
説明では、活動費の12万円とデジカメ12万円。後は、免許証更新等の手続き費用という
ような説明があったわけですがけれども、これは、それだったら、免許更新等の手続き事情
の、費用の増額かという点ですね。

それから、問題の、有害鳥獣駆除活動補助金の450万円減であります。前の4号補正で、
150万円減額してますから、当初1,200万円予算組んで、駆除活動に力入れたけれども、
結果的には、補正として600万円減額したと。で、最終的には、駆除活動が、640万円ほ
ど、当初より半分になっているという点ですね。これは、当初予算から見て、どうなのか
という点で、見解を、是非、お伺いしたいと思います。

それから、次のシカ緊急捕獲拡大事業負担金、これについては、内容説明ですね、この
3点をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） すみません。それでは、1点目の3万9,000円の件でございま
すが、3万9,000円の内訳的なものは、狩猟免許取得者に対する助成と、それから、初任
者講習会に対する助成。それから、免許更新に対する助成等の分でございます。これが、
狩猟免許の試験の方は、29人ということです。それから、これが、5,200円の半分。

それから、初心者の方の講習会が7,000円の23人分の半分。

それから、免許更新につきましては、2,800円の7人の半分ということで、それぞれが、
足し算にしますと、16万5,700円になるということで、当初予算からの差し引きの増が、
3万8,700円ということでの増になったということで、3万9,000円。

それから後、有害駆除の活動補助金でございますが、これは当初、有害駆除の活動とい
うことでの予算を計上させていただいておりまして、この中で、いわゆる、どう言います
か、猟期と、それから猟期以外の期間も通しての当初予算ということでの、一括で置かせ
ていただいていたわけですが、この度、兵庫県の方でも、制度的に見直しがされました。
その関係で、先般、産業建設常任委員会の方でも、ご説明申し上げたんですが、シカ緊急
捕獲拡大事業ということでの、兵庫県の事業化がされたという。これは、予算の組み替え。

県の方ですね、予算の組み替えの形の中で、今までは、補助金を町の方へいただいていたんですが、これを、特別交付税の中で、予算措置がしたいということで、佐用町の方で、予算化していただきたいと。で、その中で、対応していく。その予算化されたものを、全県下で配分したもののの中で、兵庫県が一括して、取り扱いさせていただくという形の制度でございます。

まあ、その関係で、450万を全部落とさせていただきまして、450万落とした分を、もう一度、799万9,000円の方へ組み替えをさせていただいておるとというのが、この予算の中でございます。

で、799万9,000円の新しい事業の考え方は、今、言いました、兵庫県がということでございますが、これは、全体の中では、8割が、県の、特別交付税ということでございます。

後、7パーセントが、町の負担ということございまして、で、後、13パーセントが、県の負担という、そういった、財源的な内訳としましては、ものございまして、約1,620頭ぐらいなシカを見込んでおるということです。

これは、猟期につきましての話でございまして、11月15日から、3月15日までの間に捕獲された物に対してお支払いをすると。これも段階的なお支払いをするということございまして、全額、同じものではないということでございますが、それぞれ、内容的には、1頭から2頭までという形で、2頭までは、猟期でございますので、それぞれの分野で、狩猟をされるという部分での対応をさせていただきたいと。

それから、3頭から10頭につきましては、2,500円を、1頭当たり出ささせていただいた。

それから、11頭から21頭につきましては、4,500円を出ささせていただいたと。

それから、21頭目からは、6,500円を出ささせていただくということでございます。

この分で行きますと、予算的には、790万。兵庫県全体では9,800万ぐらい組むわけですが、予算としましては、その中で1,620頭分に相当する佐用町の分が、799万8,000円という形で、今、頭数的には、前年の頭数ですので、これ精算、最終的には、するということでございます。

で、実質負担額、7パーセントで見ますと、だいたい佐用町は56万ぐらいな負担で、県全体の予算の組み替えはしたんですけれども、それぐらいで済まへんかという試算の中でのことでございます。

負担増が大きくなったというほどではないと思うんですけれども。まあ、そういった制度の組み替えがなされたということなんです。

議長（矢内作夫君） 1点目については、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） あの、説明は分かったんですけれども、当初予算の時にね、聞いていたのは、結局、有害鳥獣駆除活動補助金の関係は、4月からの8カ月間の猟期外ね、10月いっぱいまでの。この期間での、いわゆる銃による1頭1万円ね。おり・わなで5,000円か。あれが、ここの予算なんだという説明を受けて、で、その時に、今言われたその、緊急シカ捕獲の、県の事業が1頭当たり4,500円が考えられていると。これは、猟期中ですというような説明があったんですね。予算としては、この補助活動、猟期外の分しか拳がってなかったということで、覚えておるんですが、見ておるんですけれども、初めから、

だったらもう、この予算の時から、猟期中は、このシカ緊急拡大の捕獲事業としてあったけれども、当初予算に予算化しなかったということだったんですか。それを、ちょっと聞いておるんですけど。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） このシカ緊急拡大補助事業というのは、当初から県が計画しておいた事業ではございません。この、私どもが説明受けたのも、確か、9月だったと思います。9月以降だったと思います。そういった形で、県の方の財政的な問題も含めて、県が、考え方を、そこで示されたということです。

議長（矢内作夫君） よろしいか。ほかに。ないようですので、これで、

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 1点、総務関係の、鍋島議員からご質問あった、ページ数で5ページですけれども、子ども手当及び児童手当特例交付金のご質問ですけれども、この子ども手当特例交付金につきまして、平成 22 年の決算と比較して、非常にこう、減額幅が大きいと。で、その減額につきましては、町の、その、持ち出しというんですか、負担というようなことにつながるのかというような趣旨のご質問だと思っておりますけれども、実質、今年の、この、特例交付金自体が、そういった町の負担を軽減するという趣旨での、その交付金でありますので、その、町の方にはねかえるということではありません。

で、若干の金額の変更はあります。それは、対象職員の変動とか、制度の改正によっての変動で、若干の金額の変更はありますけれども、今回、交付金として出されている、今の時点での 1,800 万程度というのは、平成 22 年度につきましても、実績では、そういう金額になります。

ただ、決算で、3,000 万を超える決算になっているという、その理由ですけれども、それにつきましては、その交付金の算出の中で、町の方から上げる人数に、受給人数を過大報告をしていたということによる、前年の、平成 22 年の決算、入は、そういう金額になっています。

で、この特例交付金の方ですけれども、それは、交付税。普通交付税と一体的なものですので、その 3,200 万を、そしたら、2,000 万ぐらいだったものを、1,200 万返還するとか、そういうことではなしに、普通交付税の中で、まあ、調整、過不足については、調整されているという内容です。

はい、以上です。

議長（矢内作夫君） はい、ほかにないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 108 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。
議案第 108 号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 108 号、平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 . 議案第 109 号 平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 2、議案第 109 号、平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17 番、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 歳入の繰入金、ページ 5 ページですけれど、の中で、制度上のものなんだろうと思うんですが、実態として伺いたいんですけど、20、一般被保険者返納金と、25、退職被保険者等返納金の説明欄に、無資格受診による返納金ということで、金額が挙がっておりますが、近年ないというか、決算など見ても、金額的に少ないので、この度の補正では、ちょっと金額大きくなっていたり、退職者の場合も、前年度の、22 年度決算などでは、ゼロでしたので、そこらへんの、その、社会情勢というか、こういう返納金が増えてきた内容を説明していただきたいというのが 1 つです。

それと、もう 1 つ、ページ変わって、歳出の 6 ページの、総務費の中の 13、委託料。第三者行為求償事務委託料 17 万 6,000 円。これも、予算の、当初予算までいきませんが、それに近い数字が、委託料が増えていきますので、その点、前年度と比較して、まあ、補正として増えたということなんです。そこらへんの事情の説明をお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2 点について、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 歳出の他会計繰入金、10、一般被保険者及び退職被保険者の無資格受診による返納金のご説明させていただきます。

まあ、これにつきましては、ご存知のとおり佐用共立病院におきまして、新聞に載りました事件がございました。その間によります、詳しく言いますと、平成 21 年 12 月から平成 22 年 7 月診療分につきまして、県の、近畿厚生局の立ち入り検査がございまして、その間に、病院側は、若干こう、看護師さん等の退職とか、そういうもんがありまして、そ

ういう入院基本料の看護基準というのがありまして、適正にやられておったと言いながら、近畿厚生局の立ち入りで、若干、その分で、不備が出たということで、その間の、8カ月間の、そういう診療報酬に伴いますものが、運用基準にあって、駄目だということで、各市町村に返還をなささいということで、全体的には、佐用共立病院は、佐用町を含めて、3市2町へ、国保の関係では、一般と退職含めて600万ほど返金されております。

その中の、佐用町分が一番多いわけですが、これは、一般被保険者分の分が497万3,000円。それから、退職者分が20万2,000円という形で、共立病院からの返還金を、今回、計上させてもらっております。

それから、歳出の17万6,000円につきましては、これはまあ、いつも出ます損害賠償事務委託料でございますが、これは、国保連合会から、若干こう、多めの損害賠償を見込んで出されておりました、それにつきましては、情報提供を、ああ、違います。すいません。

多額の損害賠償金の見込みが既に、情報提供されておりました、17万6,000円の不足が見込まれたために、今回、国保連合会の方に払うようになっております。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

はい、ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第109号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

議案第109号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第109号、平成23年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第3 . 議案第110号 平成23年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第3、議案第110号、平成23年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 110 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 110 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 110 号、平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 . 議案第 111 号 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 4、議案第 111 号、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 111 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 111 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 111 号、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第 3 号)の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 . 議案第 112 号 平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 5、議案第 112 号、平成 23 年度佐用町朝霧園特別会

計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 112 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 112 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 112 号、平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 . 議案第 113 号 平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 6、議案第 113 号、平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 113 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 113 号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 113 号、平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 7 . 議案第 114 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案
(第 3 号) の提出について

議長(矢内作夫君) 続いて日程第 7、議案第 114 号、平成 23 年度佐用町特定環境保全
公共下水道事業特別会計補正予算案(第 3 号)の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたし
ます。
これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 114 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 114 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 114 号、平成 23 年度佐用町
特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第 3 号)の提出については、原案のと
おり可決されました。

日程第 8 . 議案第 115 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第 3 号)
の提出について

議長(矢内作夫君) 続いて日程第 8、議案第 115 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理
事業特別会計補正予算案(第 3 号)の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたし
ます。
これから、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 115 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 115 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 115 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 9 . 議案第 116 号 平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 9、議案第 116 号、平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8 番、笹田君。

8 番(笹田鈴香君) 細かいことなんですけども、ページ 5 ページですが、需用費の中で、修繕料ですね、200 万余りありますが、295 万 4,000 円、この説明と。
それから、その下の方に行きまして、負担金補助及び交付金の中で、学会等負担金、これ、当初は 8 万 5,000 円で、5 万 5,000 円の増になっていますが、この説明をお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、天文台公園長、2 点について。

天文台公園長(黒田武彦君) まず第 1 点目でございますが、修繕料 38 万 6,000 円が、実は、増になっております。あっ、すいません。295 万 4,000 円を計上しておりますけれども、これは、案内看板、それからターザンロープ等々が、今、壊れておりまして、その修繕費用を、見込んでおります。

それから、天文台が、若干雨漏りをいたしておりますので、その雨漏りの修繕料ということで、主な修繕内容は、そういった内容でございます。

それから、学会等負担金、若干こう増えているということでございましたけれども、1 つ、新しく学会に加入をしたというのがございます。それは、アストロバイオロジー学会と言いまして、いわゆる宇宙生命に関係する学会なんですけれども、それに加入をしたということで、少し増えております。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8 番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 修繕料の中でですね、ターザンロープなんですが、これ、何か、そこへ、天文台の公園に行った人には、大変喜ばれていると思うんですけど、長いこと壊れていたのか、もし壊れていたとしたら、そういうことを周知されて、これも壊れてますよというような、しょっちゅう来られる方もあると思うのでね、そういうことは、されてましたでしょうか。

〔天文台公園長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） はい。今、ああいった遊具がですね、非常に安全面への配慮というのが、かなり厳しくなっております、とりあえず全 10 基ありますけれども、10 基の安全点検を、まずやるということも、今、行っております、それが済んだ後、修繕費用、修理費用をですね、見積りを取って、だいたいこれぐらいになるという形で、今、業者を、これから選択しようとしているところなんですけれども。はい。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

8 番（笹田鈴香君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかにありますか。
はい、ないようですので、これで本案についての質疑を終結をいたします。
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。
これより議案第 116 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 116 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 116 号、平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 10 . 議案第 117 号 平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 10、議案第 117 号、平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本義次君。

3番（岡本義次君） はい、2ページですね、一般会計繰入が121万9,000円、まあ、トータルで1,991万5,000円とまあ、非常に多いわけなんですけれど、これら、客、まあ、どこも大変まあ、たくさんあってですね、難しい面もあるかと思えますけれど、例えば、小学生の子をお風呂でもただにして、親とか、おじいさんおばあさんも一緒に連れてくるといような、呼び込み的な、そういう1つですね、客が来て、多くの方に来ていただけるような格好の、何か策とか、そういうふうなお考えとかありますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） あのまあ、多くの方にですね、来ていただいて、できるだけまあ、一般会計からの繰出しを少なくしていくというのが望ましい姿だというふうに考えております。

ご案内のようにですね、滑り台の改修でございますとか、あるいはまあ、公園等をですね、この度ですね、改修をさせていただいたということでございます。まあ、そういったことによりましてですね、できるだけまあ、多くの皆さん方に、当施設をご利用をいただきたいというふうにも思っております。

ただ、議員おっしゃいますようにですね、やはりまあ、現在は、一般会計からの繰出金に頼っておるとい側面もございまして、そういった料金をですね、減免すると。なくするといようなことは、ちょっと難しいというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本義次君。

3番（岡本義次君） というんはね、私はまあ、エビでタイを釣るじゃないんですけど、何かこう、おまけすることによって、人を多く来てもらうといようなことをね、申しておるんであって、まあ、他に、そういうような、例えば、あその、屋内のいい施設も持っておりますんでね、それら、各高齢者の自治会の方に呼びかけて、もっと利用してもらって、お昼でも食べてもらうとかね、そういうようなことの、1つのまあ、努力というんですか、そういうようなことが、なされておるかどうかいことも含めてね、申しておるんです。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） あのまあ、料金的なことについては、先ほど来申し上げておりますようにですね、条例等でも定めておりますし、それを減額をするといのは、ちょっ

と難しいと思いますけれども、まあ、施設整備等もですね、整備を、町の方でしていただきましたし、そういった意味ですね、やはりまあ、PR、そういった中で、お越しをいただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。ないようですので、これで本案についての質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 117 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 117 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 117 号、平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案(第 1 号)の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 11 . 議案第 118 号 平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 11、議案第 118 号、平成 23 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8 番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） まず、6 ページなんですけども、6 ページで、農作物共済の掛金ですね、これらとか、水稻とかがマイナスになっているわけなんですけども、それに比べて、これは多分、段々こう、農家、減ったのかなとか思う気がしますが、このへんの説明と。

それから、家畜。下の 7 ページなんですけども、家畜共済掛金ですね、これ 200 万の補正になっております。増額。引受増に伴う増額なんですけども、これはどこの分になる。牧場でいうと、どの辺になる。どこの牧場になるのか、そのへんの説明をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 水稻共済の方でございますが、これは、全体の中での調整でござ

ざいますので、どこというようなものではないと思います。トータルで、共済掛金を、見込みにより（聴取不能）していただいたということです。

それから後、家畜共済の方の掛金でございますが、まあこれは、引受増という形も書いておりますが、共済掛金の標準的なものが、1つは変わったということで、22年は、4.202パーセントであったのが、23年が4.625パーセントに、変わったということ。これが大きな、内容的には、原因があるということでございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

はい、ほかに。ないようですので、これで本案についての質疑を終結をいたします。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第118号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第118号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第118号、平成23年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第1号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第12．議案第119号 平成23年度佐用町水道事業会計補正予算案（第2号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第12、議案第119号、平成23年度佐用町水道事業会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第119号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第119号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 119 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

議長（矢内作夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 貴重な時間をお借りしまして、お詫びと訂正を申し上げたいと思います。

再度間違ったらいけませんので、文書で朗読させていただきます。

12 月 13 日、石堂 基議員の一般質問中、今回の学校・園規模適正化計画が、平成 22 年 11 月に策定し、全議員にご説明いたしました佐用町次世代育成支援行動計画、いわゆる後期計画でございますけれども、これには触れられていないのではないかとの質問に対して、私は、確かに、適正化という文言は、そこには、後期計画にはないと思いますと、誤って答弁をいたしました。

後に確認しまして、実際には、第 2 章の佐用町の現状と課題を受け、ページ 20 ページの第 4 章、施策の推進で、近年の少子化に伴う園児数の減少と保護者のニーズをくみ取り、幼児就学前教育を加味し、学校教育との一貫性を図るため、佐用町立学校適正規模検討作業に保育園の適正化も含めて検討作業として進めていきますと記述し、保育サービスの充実の中にも、そのことを位置付けをしております。このような、大事な事柄を間違っただけを恥じるばかりでございます。

また、石堂議員にもご迷惑をおかけしたことを、心からお詫びしたいと思います。

今後は、このようなことがないように、しっかりと資料に基づいての答弁を心がけたいと思います。ここにお詫びと訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

貴重な時間、ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、どうもご苦労様でした。

それでは、お諮りいたします。議事の都合により、明 16 日から 21 日まで、本会議を休会したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、来る 12 月 22 日午前 9 時 30 分より再開をいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午前 1 1 時 4 9 分 散会